附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定　番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）

二　第二条、第四条及び第十六条の規定　番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

三　第三条、第五条、第十一条及び第十八条の規定　平成二十九年七月一日

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出されている第九条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行規則による身体障害者手帳交付申請書（次項において「旧様式」という。）は、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行規則による身体障害者手帳交付申請書とみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に提出されている第十二条の規定による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に提出されている第十三条の規定による改正前の未帰還者留守家族等援護法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の未帰還者留守家族等援護法施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正に関する経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に提出されている第十九条の規定による改正前の児童扶養手当法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の児童扶養手当法施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（戦没者等の妻に対する特別給付金施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この省令の施行の際現に提出されている第二十条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この省令の施行の際現に提出されている第二十一条の規定による改正前の戦傷病者特別援護法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の戦傷病者特別援護法施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この省令の施行の際現に提出されている第二十二条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（戦没者の父母等に対する特別給付金施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この省令の施行の際現に提出されている第二十四条の規定による改正前の戦没者の父母等に対する特別給付金施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条　この省令の施行の際現に提出されている第二十五条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　この省令の施行の際現に提出又は交付されている第二十七条の規定による改正前の雇用保険法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この省令の施行の際現に提出されている第二十八条の規定による改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　この省令の施行の際現に提出されている第二十九条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書（次項において「旧様式」という。）は、同条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書とみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。